

人材紹介手数料に関する契約書

(以下「甲」という)と、株式会社ジョブマッチ (以下「乙」という)とは、乙から甲に対して行われる人材紹介の手数料等に関して、以下のとおり契約を締結するものとし、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ各1通を保有する。

第1条 甲は、社員採用に関して、乙に人材の紹介を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 乙は、甲が採用しようとする求人要件に該当し、かつ、該当者本人が応募を承諾した場合に、人材を甲に紹介する。

第3条 甲は、乙から紹介された人材の個人情報について、採用選考にかかわらない第三者への個人情報の開示・漏洩をしてはならない。個人情報とは、キャリアシート(履歴書)・職務経歴書・推薦状・選考進捗情報等の個人を特定できる情報をいう。

2 甲は、乙から紹介された人材で、採用に至らなかった人材の個人情報について、甲の責任のもと、データ削除及び応募書類をシュレッダー破棄する等、情報漏洩しないよう、速やかに安全処理するものとする。

3 甲及び乙は、本契約履行により得られた相手方の企業機密情報を第三者に漏らしてはならないものとする。

第4条 甲は、乙が実施した人材の紹介の対価(以下「紹介手数料」という)として、乙が甲に紹介した人材(以下「候補者」という)が甲に採用された場合、甲は乙に以下のとおり紹介手数料およびこれに消費税の額を加算した金額を支払うものとする。

1) 紹介手数料について

甲に採用された候補者の理論年収の30%とする。

但し、理論年収とは

①理論年収＝「月額固定給×12ヶ月＋年間固定給×10%」とする。

②月額固定給は甲から当該候補者に対して毎月固定して支払われるすべてを指す。

(但し通勤交通費は除く)

③年俸制の場合は、年俸額を年収(＝理論年収)とする。

2) 支払い時期について

乙が甲に紹介した候補者が入社後1ヶ月以内とする。

2 甲が、乙に紹介以外にコンサルティング等の実施を委託し、乙がこれを実施する場合は、甲は、乙が要した出張等の費用及びコンサルティング等料金を紹介手数料とは別途、乙に支払うものとする。

第5条 乙が甲に紹介した候補者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、乙は前条第1項に基づき既に甲から受領した当該候補者についての紹介手数料の一部を甲に返金するものとする。

2 前項において、乙が甲に当該候補者についての紹介手数料の一部を返金する場合は以下のとおりとする。

・ 入社後3ヶ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%およびこれに相当する消費税の額を加算した金額

3 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。

第6条 本契約の有効期間は 年 月 日から満1年間とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないときは本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条 本契約に定めない事項及び本契約の規定について疑義を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し決定するものとする。

以 上

令和 年 月 日

(甲)

(乙) 広島市中区大手町1丁目1番26

大手町一番ビル401号

株式会社 ジョブマッチ

代表取締役社長 田邊 嵩勝

許可番号 34-ユ-300348